



### 6 新谷・油島・高畑・植野新田編

- 〔新谷編〕 ①新谷上 ②新谷浦 ③新谷下 ④新谷前 ⑤大田 ⑥大谷内
- 〔油島編〕 ①梅田浦 ②浦畑 ③土田 ④中田 ⑤中通 ⑥七ヶ畝 ⑦廣瀬 ⑧道下 ⑨宮ノ上 ⑩六斗野
- 〔高畑編〕 ①油島北 ②油島南 ③北 ④堤 ⑤仲 ⑥油島
- 〔植野新田編〕 ①内沼 ②川原 ③越石 ④外沼

## 文化祭のご準備を...

「文化の秋・芸術の秋」の到来とともに、「村民文化祭」が近づいてきました。「村民の文化、芸術の発表の場」と始められた秋のイベント。あなたも日ごろの成果をこの機会に、ぜひ発表してみませんか。また、村内の各学校や公民館の文化祭行事をご紹介しますので、ご家族そろっておいでください。



開催日	会場	催し物
10月27日⑩	岩室小学校	・児童作品展・クラブ作品展・PTA作品展・バザー(売店、食堂)・金管バンド発表会
	和納小学校	・児童作品展・クラブ作品展・PTA作品展・金管バンドとバトントアラウ・器楽クラブ発表会・バザー(売店、食堂)
	間瀬小学校	・児童作品展・PTA作品展・生花展・菊花展・バザー(売店)
11月2日④	岩室中学校	・生徒作品展・ステージ発表会(吹奏楽)・栄光の部屋(部活動ほか)・七宝焼の実演(美術クラブ)・PTA・職員作品展・バザー
	岩室村公民館	・郷土先賢遺墨展・芸術展(絵画・写真・書道・手工芸・そのほか)・生花展・菊花展・盆栽展・呈茶席(2日目は裏千家流、3日目は石州流。茶席券は1席100円、ご希望の方は公民館へ)
11月3日⑩	間瀬地区公民館	・芸術展(絵画・写真・書道・手工芸・そのほか)・生花展・菊花展・盆栽展
11月3日⑩	【芸術展】	*絵画...油絵・水彩画・版画・デッサンなど(規格不問) *写真...カラー・白黒(規格不問) *書道...条幅・半紙・色紙・短冊等(形は不問) ※出品数は一人2点まで。出品申し込みは10月24日までに公民館へ。なお、搬入搬出は出品者各自で...
11月3日⑩	村民体育館	・婦人会ガラクタ市
11月10日⑩	村民体育館	・民謡発表会
	岩室村公民館	・村民囲碁大会・将棋大会

※時間は後日、チラシなどでお知らせします。

### お気軽にお越しを 社会保険移動相談所

三条社会保険事務所では、「健康保険や厚生年金・国民年金」などについての理解を深めてもらおうと、移動相談所を開きます。無料ですので、どうぞご利用を。

▽開設日：十月十五日(火)午後十時～午後三時  
▽会場：巻町七区(市場通り)大正の家  
▽問合せ：三条社会保険事務所 国民年金課(☎〇二五六⑳二三九)へ。

### 怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」

10月26日から11月1日まで、秋の火災予防週間です。「怖いのは消したつもりと消えたはず」を合言葉に、火災防止にご協力ください。

10月26日～11月1日  
秋の火災予防週間

### 交通量の国勢調査 道路交通センサス

建設省と国土交通部では今月、全国で道路交通センサス(全国道路交通情勢調査)を実施します。交通量の国勢調査といえるもので、一般交通量調査(国道など)と、インタビュール、アンケート方式で自動車起終点調査(OD調査)の二種類の調査です。このうち本村では、オーナーインタビューOD調査が十月二十九日に行われます。調査日の一、二日前にあらじめ抽出した自動車の所有者を調査員が訪問、調査票を配布して調査日の運行状況について記入していただきます。調査対象は百九十九台。対象者はご協力を。

### 軽自動車税 忘れていませんか

### トラクター・コンバインなどのナンバー登録

トラクターやコンバインなどの農業機械は、軽自動車税の課税対象になっていないため、ナンバー(標識)登録を受けなければならないことになっていきます。新規購入や他町村からの中古品購入などで、まだ登録をされていない人は、早目に手続きをしてください。登録のない機械につ

いては、償却資産として固定資産税が課税されます。また、原動機付自転車や自動二輪車などで、現在課税されているもので、すでに廃車などをしてその物件がない場合についても早目に届け出て、廃車手続きをしてください。

### 覚えていますか? つないだ手の温かさ 赤い羽根共同募金

和納三区の海津幸一さんから「父富治さん」のご冥福を祈られ金五万円のご寄付がありました。  
北海道松田電器産業(株)北海道設備機器営業所長の早川守正さんから社会福祉のために金十万円のご寄付がありました。  
北海道室蘭市の本間源之丞さんから社会福祉のために金一万円のご寄付がありました。  
※温かい善意をありがとうございます。いずれも趣旨に添い有意義に活用させていただきます。

### 秋の行政相談週間 十月十三日～十九日

### 行政相談委員はみなさんの身近な相談役

私たちは毎日の生活の中で、さまざまな問題や疑問にぶつかる。そんな時、国の機関は私たちの苦情や相談、要望に対してどのように対応してくれているのだろうか。とくに国の仕事によって不利益を被った、役所の事務処理が間違っていると思うが……。このような行政に対する苦情や疑問が生じたとき、たいへん強い味方となってくれるのが「行政相談委員」です。

委員は、国の行政に関する相談を受けると、必要な助言をしたり、関係行政機関に対し、適切な処置をうながしたりして、みなさんからの相談を一つひとつ解決していきます。行政相談委員は「行政相談委員法」という法律に基づいて総務庁長官から委嘱されている民間の有識者。

ボランテニアとして無報酬で活動しています。現在、本村には一人(和納八区・岩本格さん)、全国に四千七百八十九人の委員があり、みなさんの身近な相談役となるよう努めています。

### 安心して相談できる行政相談委員

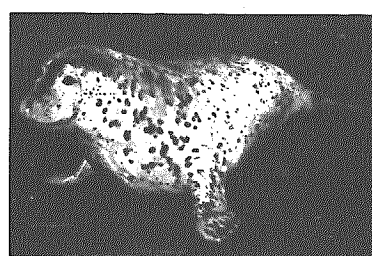
行政相談をとりまとめている総務庁によると、相談件数は一年間に約二十万件。行政相談委員は、このうちの四分の三以上を受け付けており、それだけ役割の大きいことが分かります。

行政相談を申し出る場合は、毎月十日に開設している定例相談会(役場一階、住民相談室で午後一時～四時まで開設)か直接委員の所に出向かれます。

また、行政相談委員は、公平性や中立性を確保するために、法律によって、①守秘義務 ②政治的中立、③業務の公平な遂行が義務づけられていますので、安心してご相談ください。なお、相談は無料です。

十月十三日(日)から十九日(土)までの一週間は「秋の行政相談週間」。週間中は、次のとおり合同相談所や移動相談所を設けたりします。移動相談のある方はこの機会にぜひご利用ください。

行政・人権合同相談所▽とき：十月十五日(火)午前九時～午後三時  
▽ところ：役場住民相談室(一階)  
▽相談委員：岩本行政相談委員・本間人権擁護委員・光井人権擁護委員  
移動行政相談所▽とき：十月十七日(木)午後一時～四時  
▽ところ：間瀬地区公民館  
▽相談委員：岩本行政相談委員



▲東條守二さんからプレゼントされた、愛らしいアザラシのはく製。ショウケースに飾られ、間もなく間瀬地区公民館にお目見えします。来館の折はどうぞご観賞ください。

### 善意をありがとう